

れた。

都道府県警察の少年サポートセンター等に勤務する被害児童の継続的な支援を行う少年補導職員、少年相談専門職員等に対し、大学教授やカウンセラー等の専門家を講師としたカウンセリングの技法に関する講習（カウンセリング技術専科等）を実施している。また、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等部外の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようにしている。

(10) 法務省における犯罪被害者等支援に関する職員研修の充実等

第2節3「保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）」(13)を参照。

(11) 日本司法支援センターが蓄積した情報やノウハウの提供

平成18年4月10日に日本司法支援センターを設立し、同年10月2日から業務を開始しており、犯罪被害者等支援業務の実施を通じて日本司法支援センターが蓄積した情報やノウハウについて、研修や講習を通じて犯罪被害者等支援に携わる関係者に提供していくこととしている（日本司法支援センターホームページ：<http://www.houterasu.or.jp>）。

(12) 学校における相談対応能力の向上等

第4節1「相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）」(25)を参照。

(13) 臨床心理士による犯罪被害者等に対する支援活動についての調査研究の実施

文部科学省において、犯罪等による被害への精神的支援の重要性を踏まえ、財団法人日本臨床心理士資格認定協会に委嘱している「臨床心理士の資質向上に関する調査研究」において、犯罪被害者等に対する支援活動について調査研究を実施することとされた。

現在、財団法人日本臨床心理士資格認定協

会と、事業の具体的内容について検討中である（財団法人日本臨床心理士資格認定協会：<http://www4.ocn.ne.jp/~jcbcp/>）。

(14) 虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実

厚生労働省において、虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるように、児童相談所及び児童福祉施設等関係機関の職員、市町村職員及び保健機関等の職員の資質の向上等を図るための研修の充実を図っていくこととされた。

児童虐待問題や非行・暴力等の思春期問題に対応する第一線の専門的援助者の養成等を行う「日本虐待・思春期問題情報研修センター（子どもの虹情報研修センター）」(<http://www.crc-japan.net/index.php>)において、児童相談所、児童福祉施設、市町村職員、保健機関等の職員を対象とする各種の専門研修を行い、これら職員の資質の向上が図られている。

(15) 民間の団体の研修に対する支援

警察、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、それらの団体が実施するボランティア等の養成・研修への講師の派遣等の支援に努めていくこととされた。

警察においては、各都道府県警察において、民間被害者支援団体が実施するボランティア等の養成・研修への講師の派遣等の支援に努めている。

法務省においては、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体が実施する研修に検察官等を講師として派遣している。

文部科学省においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が実施するボランティア等の養成・研修に際し、それらの団体から要請があった場合、大学等から講師を派遣する等の協力に努めている。

厚生労働省においては、犯罪被害者等の支

援を行う民間団体への講師派遣等の協力について、都道府県等への周知に努めている。全国の児童相談所では虐待対策に取り組む民間団体が実施する養成・研修事業等について、積極的に対応し、また、都道府県婦人相談所では、配偶者からの暴力被害者等の支援を行う民間の団体が実施する支援者等の養成・研修に対し、職員の講師派遣を行う等の支援を実施している。

国土交通省においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体より、ボランティア等の養成・研修への講師の派遣等の要請がある場

合には支援に努めている。

《基本計画において、「1～3年以内を目途に検討の結論を得て、施策を実施する」とされたもの（「1～2年以内を目途に実施する」とされたものを含む。）》

(16) 犯罪被害者等支援のコーディネーター等の育成の在り方についての検討

第4節1「相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）」(45)を参照。

3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

《基本計画策定以前からの施策で、基本計画策定後も引き続き実施する施策》

(1) 特定非営利活動法人(NPO法人)等の活動促進

内閣府において、市民の自由な社会貢献活動を促進するため、犯罪被害者等の援助を行う団体等を含む特定非営利活動法人の認証・監督等や市民活動に関する実態調査等を行っている。

(2) 犯罪被害者等早期援助団体の直接支援員への委嘱

警察において、犯罪被害者等早期援助団体で直接支援員として被害者支援活動に従事している者に対し、被害者等に対する公判出廷の付添い、病院等の手配等の直接的支援業務の従事を委嘱している（犯罪被害者等早期援助団体の直接支援員に対する委嘱（国庫補助金）：平成17年度 13百万円、平成18年度 20百万円）。

犯罪被害者等早期援助団体とは、平成13年4月、犯罪被害者等給付金支給法が抜本的に改正されて、都道府県公安委員会は、犯罪被害者等の早期の軽減に資する事業を適切かつ確実に行うことができると認められる非営利法人を、犯罪被害者等早期援助団体として指

定することができることとされ、平成14年4月1日から施行された。

犯罪被害者等早期援助団体の行う事業は、

- 被害者等に対する援助の必要性に関する広報活動及び啓発活動
- 犯罪被害者等給付金の裁定の申請補助
- 犯罪被害等に関する相談
- 物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法による被害者等の援助

である。

犯罪被害等を受けた直後の被害者は、混乱やショック状態にあって、自ら必要性を判断して直接民間被害者支援団体に対して援助を要請することが困難な場合等があることから、犯罪被害者等早期援助団体から被害者に対して能動的にアプローチできるよう、警察本部長等は、犯罪被害者等早期援助団体に対し、被害者の同意を得て、当該被害者の氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要に関する情報を提供することができるようになった。

平成18年7月現在、社団法人被害者支援都民センター（東京）を始め、茨城、京都、愛知、宮城、埼玉、秋田、熊本、宮崎の民間被害者支援団体9団体が、それぞれの都府県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体に指定されている（犯罪被害者等早期援助団体の